

原子力発電所周辺の小型無人機等の飛行禁止区域の変更

2026年7月6日
関西電力株式会社

小型無人機等の飛行の禁止に関する法律が改正され、当社原子力発電所の周囲の飛行禁止区域が拡大されましたので、お知らせします。

1. 小型無人機等の飛行禁止区域の変更

2016年5月23日「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)」に基づき、美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所が対象施設に指定されました。

2026年7月14日に施行される改正法に基づき、当社の原子力発電所における小型無人機等の飛行禁止区域が変更となる旨が、2026年7月3日に警察庁から告示([令和8年国家公安委員会告示第30号](#))されました。

現行法では、小型無人機等の飛行禁止区域は当社の原子力発電所の敷地及びその周囲概ね300メートルの上空(対象施設周辺地域)となっていました。改正法の施行後は、概ね1000メートルの上空(対象施設周辺地域)に変更となります。

2. 飛行禁止区域概要図(国土地理院ウェブサイトへのリンク)

- ・ [美浜発電所周辺](#)
- ・ [高浜発電所周辺](#)
- ・ [大飯発電所周辺](#)

3. 対象施設周辺地域上空での飛行同意に関する連絡先

- ・ 美浜発電所 安全・防災室 (0770-39-1111 (代))
- ・ 高浜発電所 安全・防災室 (0770-76-1221 (代))
- ・ 大飯発電所 安全・防災室 (0770-77-1131 (代))

以 上